

越生町生ごみ処理容器キエーロ普及促進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活において一般家庭から排出される生ごみを自己処理するため、生ごみ処理容器キエーロ（以下「キエーロ」という。）の普及を促進し、ごみの減量化及び資源化による環境の保全を図るとともにゼロカーボンシティの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「キエーロ」とは、一般家庭における日常生活上生じる調理くず、食べ残し等の生ごみを、黒土の中のバクテリアにより分解するもので、町が指定する非電動型のものをいう。

(対象者)

第3条 キエーロを設置することができる者（以下「対象者」という。）は、一般家庭における生ごみの自己処理のため、キエーロを使用する者で、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

(1) 町内に住所を有する者で、現に居住していること。

(2) キエーロを良好な状態で維持管理できること。

(3) 町税等を滞納していないこと。

(4) 生ごみの減量化やリサイクルに関心があり、その推進に協力できること。

(5) 町が実施する調査や意見聴取に協力できること。

2 キエーロを設置することができる数は、対象者の属する世帯につき1基を限度とする。ただし、破損、故障等により修理が困難で使用不能となったときは、この限りでない。

(申請)

第4条 キエーロの設置を希望する者は、生ごみ処理容器キエーロ設置申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

(決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、キエーロの設置の可否を決定し、越生町生ごみ処理容器キエーロ設置決定通知書（様式第2号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 前項の規定によりキエーロの設置を決定したときは、当該決定を受けた者に対し、キエーロを引き渡すものとする。

(種類及び負担金)

第6条 設置するキエーロは、町長の指定した物とする。

2 前条第1項の規定によりキエーロの設置の決定を受けた者は、1基につ

き3, 000円の個人負担金を町に支払うものとする。

(責務)

第7条 キエーロの引渡しを受けた者(以下「設置者」という。)は、次に掲げる責務を有するものとし、当該キエーロを自らが管理できる場所において、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) キエーロを有効活用し、生ごみの継続的な自己処理に努めること。

(2) キエーロに係る廃棄物等については、適正に処分すること。

(譲渡等の制限)

第8条 設置者は、当該キエーロを他人に譲渡し、又は、貸与を行ってはならない。

(返還)

第9条 町長は設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、キエーロの実費から個人負担金を差し引いた額の返還を求めるものとする。

(1) キエーロの引渡しの日から1年を経過してもその容器を使用して生ごみを自己処理していない場合

(2) 虚偽の申請その他不正な手段によりキエーロの引渡しを受けた場合

(調査)

第10条 町長は、設置者に対し、その設置、使用状況等について調査及び意見を聴取することができる。

(免責)

第11条 キエーロの仕様に起因して生じた事故、損害等については、町長は責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。